特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	児童手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴門市は、児童手当関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳴門市長

公表日

令和6年12月20日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	児童手当関係事務
②事務の概要	児童手当法(昭和46年法律第73号)及び児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)に基づき、児童手当の認定及び支給に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務について特定個人情報ファイルを取り扱う。 1. 児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2. 児童手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3. 児童手当法第12条第1項の未支払の児童手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4. 児童手当法第26条(同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5. 児童手当法第28条(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務 6. 児童手当法施行規則第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 宛名管理システム 3. 中間サーバー 4. 統合利用番号連携サーバー 5. サービス検索・電子申請機能 6. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル	名
(1)受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表81の項
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、125、141、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106、107の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	こども未来創造部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

 6. 他の評価実施機関

 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

 鳴門市企画総務部総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203

 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

 連絡先
 鳴門市ごども未来創造部子育で支援課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1146

 9. 規則第9条第2項の適用
 []適用した

Ⅱ しきい値判断項目

適用した理由

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か			[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和(6年11月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和(6年11月1日 時点			
3. 重大事	故					
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類				
[基礎	項目評価書]	2) 基礎項	頁目評価書	重点項目評価書 全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施されている。	施機関については、それ	ぞれ重点項目評値	画書又は全項目評価書	において、リスク	対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	システムを通じ	た入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	2) 十分で	を入れている	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	3]	2) 十分で	」を入れている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	2) 十分で	を入れている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			0]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	2) 十分で	を入れている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	を通じた提供を除く。)	Ε]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	3]	2) 十分で	を入れている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入	.手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	2) 十分で	」を入れている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	5]	2) 十分で	」を入れている	

7. 特定個人情報の保管・	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[]]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	登録や副本登録の際には、 又は住所を含む3情報による	本人からのマイナンバる照会を行うことを厳っ 業が介在するが、いす リスクへの対策は十分 野号及び本人情報のうる申請書等(USBメモリ	データベースへの入力 Jを含む。)の保管	青報 個人
9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	查 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと表	きえられる対策	[]]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によっ4) 委託先における不正5) 不正な提供・移転が6) 情報提供ネットワーク	つれるリスクへの対策 、事務に必要のない! て不正に使用される! な使用等のリスクへの 行われるリスクへの対 クシステムを通じて目! クシステムを通じて不!	情報との紐付けが行われるリスクへの対策)
当該対策は十分か【再掲】			<選択肢> 1) 特に力を入れている	
	[十分である]	2) 十分である 3) 課題が残されている 報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	国 関	子どもいきいき課長 三好 利典	子どもいきいき課長 黒濵 政章	事後	所属長の変更
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	1. 児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に係る事実についての審査又はその請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務3. 児童手当法第12条第1項の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に対する応答に関する事務3. 児童手当法第12条第1項の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に対する応答に関する事務4. 児童手当法第26条(同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務5. 児童手当法第28条(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の資料の提供	手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)に基づく事務のうち以下の事務について特定個人情報ファイルを取り扱う。 1. 児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に係る事実についての審査と、児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査とは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に対する応答に関する事務 3. 児童手当法第12条第1項の未支払の児請求の受理、その請求に対する応答に関する事務 4. 児童手当法第12条第1項の未支払の児請求に係る事実についての審査又はその請求に対する場合を含む。)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5. 児童手当法第28条(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務 6. 児童手当法施行規則第1条の3の父母指定	事後	適用条項の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26,30,87の項) (別表第2における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(情報所会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(情報所会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(情報所会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(情報所会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(情報所会者)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74,75の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)26,30,87の項(別表第2における情報照会の根拠)74,75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二省令における情報提供の根拠)第19条,第44条(別表第二省令における情報照会の根拠)第40条	事後	適用条項の整理
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子どもいきいき課	健康福祉部子どもいきいき課	事後	記載方法の変更
平成29年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	鳴門市総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字 東浜170 088-684-1203	鳴門市企画総務部総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字 東浜170 088-684-1203	事後	記載方法の変更
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	東浜170 088-684-1146	鳴門市健康福祉部子どもいきいき課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字 東浜170 088-684-1146	事後	記載方法の変更
平成29年4月1日		平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
				事後	適用条項の整理
令和1年6月30日	関における担当部署(2)所属	子どもいきいき課長 黒濵 政章	子どもいきいき課長	事後	記載方法の変更
令和1年6月30日		平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	<u>∏</u> しきい値判断項目 2.取扱 者数	平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正
	IV リスク対策		項目の追加	事後	様式変更によるもの
令和1年12月20日	人剱	令和1年6月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点修正
令和1年12月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数	令和1年6月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点修正
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 26,30,87の項 (別表第2における情報照会の根拠) 74,75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務		事後	適用条項の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	人	ア州・井川月・ロー时点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	エーキい値判断項目 2 取扱	令和1年11月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	Ⅲしきい値判断項目 1.対象 人数	节和3年/月1日 時息	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数	令和3年7月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和5年10月1日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数	节和4年0月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	時点修正
令和5年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数	令和4年6月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	時点修正
		2. 宛名管理システム 3. 中間サーバー 4. 統合利用番号連携サーバー	 児童手当システム 宛名管理システム 中間サーバー 統合利用番号連携サーバー サービス検索・電子申請機能 申請管理システム 	事後	システムの追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)に基づく事務のうち以下の事務について特定個人情報ファイルを取り扱う。 1. 児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に係る事実についての審査とは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査とは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に対する応答に関する事務 3. 児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その活求に対する応答に関する事務 4. 児童手当法第12条第1項の未支払の児請対に係る事実についての審査とはその請求の受理、その届出に係る事実についての審査とはその届出に係る事実に対する場合を含む。)の届出の受理、その届出に係る事実において準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務 5. 児童手当法第28条(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務	下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務について特定個人情報ファイルを取り扱う。 1. 児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2. 児童手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に所る事務 3. 児童手当法第12条第1項の未支払の児童手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4. 児童手当法第26条(同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5. 児童手当法第28条(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の資料の提供	事後	制度改正によるもの
令和6年12月20日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	健康福祉部子どもいきいき課	こども未来創造部子育て支援課	事後	機構改革によるもの
令和6年12月20日	T 財産情報 3. 計画 美地機 関における担当部署 ②所属 長	子どもいきいき課長	子育て支援課長	事後	機構改革によるもの
令和6年12月20日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	鳴門市健康福祉部子どもいきいき課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字 東浜170 088-684-1146	鳴門市こども未来創造部子育て支援課 772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東 浜170 088-684-1146	事後	機構改革によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	I 関連情報 3. 個人番号の	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第一 56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第44条	・番号法第9条第1項、別表81の項	事後	番号法改正によるもの
令和6年12月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠)26,30,87の項(別表第2における情報照会の根拠)74,75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二省令における情報提供の根拠)第19条,第44条(別表第二省令における情報照会の根拠)第40条,第40条の2	(情報提供の根拠) ・番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表 表 42、125、141、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106、107の項	事後	番号法改正によるもの
令和6年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数	令和5年8月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和6年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数	令和5年8月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	時点修正
令和6年12月20日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介 在させる作業		項目の追加	事後	様式変更によるもの
令和6年12月20日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先 度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	様式変更によるもの